○国土交通省告示第五百五号

高松空港の飛行場灯火について告示した事項に変更を加えたので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十二号）第五十五条の二第三項において準用する同法第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年三月二十八日

国土交通大臣　石井　啓一

一　設置者の氏名及び住所　国土交通大臣　東京都千代田区霞が関二丁目一番三号

二　航空灯火の種類及び名称　飛行場灯火　高松空港照明施設

三　航空灯火の位置及び所在地　高松空港内及びその周辺　香川県高松市

四　変更した事項（変更前の事項については、平成元年運輸省告示第六百三十三号及び平成十五年国土交通省告示第八十六号を参照）

イ　灯質、光度、配置その他航空灯火の性能に関する重要事項の表誘導路灯の項灯質の欄中「蛍光放電灯」を「発光ダイオード」に、同項光度の欄中「十二カンデラ」を「二十カンデラ」に変更した。

ロ　灯質、光度、配置その他航空灯火の性能に関する重要事項の表誘導路中心線灯の項灯質の欄中「白熱電灯」を「発光ダイオード」に、同項光度の欄中「六十カンデラ」を「五十カンデラ」に変更した。

附　則

この告示は、平成三十年三月二十九日から施行する。

○国土交通省告示第五百六号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

なお、起業地の一部について収用又は使用の手続が保留されるので、法第三十三条の規定に基づきその旨をあわせて告示する。

平成三十年三月二十八日

国土交通大臣　石井　啓一

第１　起業者の名称　国土交通大臣

第２　事業の種類　一般国道121号改築工事（湯野上バイパス・福島県南会津郡下郷町大字高陟字窪尻山地内から同町大字合川字三斗蒔地内まで）並びにこれに伴う県道及び町道付替工事

第３　起業地

１　収用の部分　福島県南会津郡下郷町大字高陟字窪尻山及び字滝ノ上、大字白岩字和田山、字滝ノ入及び字北上平、大字澳田字境曽根、字上抜平、字上ノ山、字上前平及び字入江端、大字中妻字和田前、字柳ノ下、字竹原、字鷺道、字辻道下、字辻道、字家ノ上、字中平、字寺ノ上、字芦見及び字新田並びに大字合川字獅子打、字下菜飯、字牧ノ内及び字三斗蒔地内

２　使用の部分　福島県南会津郡下郷町大字高陟字窪尻山、字滝ノ上及び字下又見山、大字湯野上字藪坂山及び字大山、大字白岩字岐見山、字和田山、字滝ノ入、字北上平、字鳥井戸、字萩崎、字沢ノ入及び字境曽根山、大字澳田字境曽根、字上抜平、字上ノ山、字上前平及び字入江端、大字中妻字和田前、字柳ノ下、字竹原、字鷺道、字辻道下、字辻道、字芦見及び字新田並びに大字合川字獅子打、字下菜飯、字牧ノ内及び字三斗蒔地内

第４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

１　法第20条第１号の要件への適合性

「一般国道121号改築工事（湯野上バイパス）並びにこれに伴う県道及び町道付替工事」（以下「本件事業」という。）は、福島県南会津郡下郷町大字高陟字下居平地内から大字合川字三斗蒔地内までの延長8.3kmの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする一般国道改築工事並びにこれに伴う県道及び町道付替工事であり、申請に係る事業は、本件事業のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、「一般国道121号改築工事（湯野上バイパス）」（以下「本体事業」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第３条第２号に掲げる一般国道に関する事業であり、また、本体事業の施行により遮断される県道及び町道の従来の機能を維持するための付替工事（以下「関連事業」という。）は、それぞれ同条第３号に掲げる都道府県道及び同条第４号に掲げる市町村道に関する事業であり、いずれも法第３条第１号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

２　法第20条第２号の要件への適合性

本件事業は、道路法第12条の規定に基づき国土交通大臣が行うものであり、また、本件区間は同法第13条第１項の指定区間外の区間であるところ、起業者である国土交通大臣は、同法第27条第１項の規定により道路管理者の権限を代行しており、既に本件事業を開始していることなどの理由から、起業者は、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

３　法第20条第３号の要件への適合性

(1)　得られる公共の利益

一般国道121号（以下「本路線」という。）は、山形県米沢市を起点とし、栃木県芳賀郡益子町に至る延長約258kmの主要幹線道路であり、会津若松市、南会津郡下郷町、同郡南会津町といった福島県西部の各市町村を結ぶ唯一の主要幹線道路であることから、物流や観光における交通にとって重要な路線であるとともに、地域住民の日常生活における交通にも欠かせない道路となっている。

しかしながら、本件区間に対応する本路線（以下「現道」という。）は、道路構造令（昭和45年政令第320号）に定める最小曲線半径を満たさない線形不良区間が存在するほか、自然災害による通行止めが行われるなど、主要幹線道路としての機能を十分に発揮できていない状況にある。

本件事業の完成により、本件区間に線形等の良好な道路が整備され、自然災害発生時などにおける現道等の機能を補完・代替することなどから、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2)　失われる利益

本件事業が生活環境に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が平成29年３月に同法等に準じて任意で大気質、騒音、振動等について環境影響調査を実施しており、その結果によると、振動等については法令により定められた基準等を満足するとされており、騒音等については環境基準等を超える値が見られるものの、遮音壁の設置等により環境基準等を満足するとされていることから、起業者は本件事業の施行に当たり、当該措置を講ずることとしている。

また、同調査によると、本件区間内及びその周辺の土地において、動物については文化財保護法（昭和25年法律第214号）における特別天然記念物であるカモシカ、天然記念物であるオジロワシ及びイヌワシ、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるクマタカ及びハヤブサ、環境省レッドリストに絶滅危惧ＩＢ類として掲載されているブッポウソウ等、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているサシバ等その他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種（以下単に「重要な種」という。）が、植物については環境省レッドリストに絶滅危惧ＩＡ類として掲載されているアイズヒメアザミ、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているノダイオウ、サナギイチゴ等その他これらの分類に該当しない重要な種が確認されている。これらについての、本件事業が及ぼす影響の程度は、周辺に同様の生息又は生育環境が広く残されることなどから影響がない若しくは極めて小さい、又は保全措置の実施により影響が回避若しくは軽減されると予測されている。主な保全措置として、